

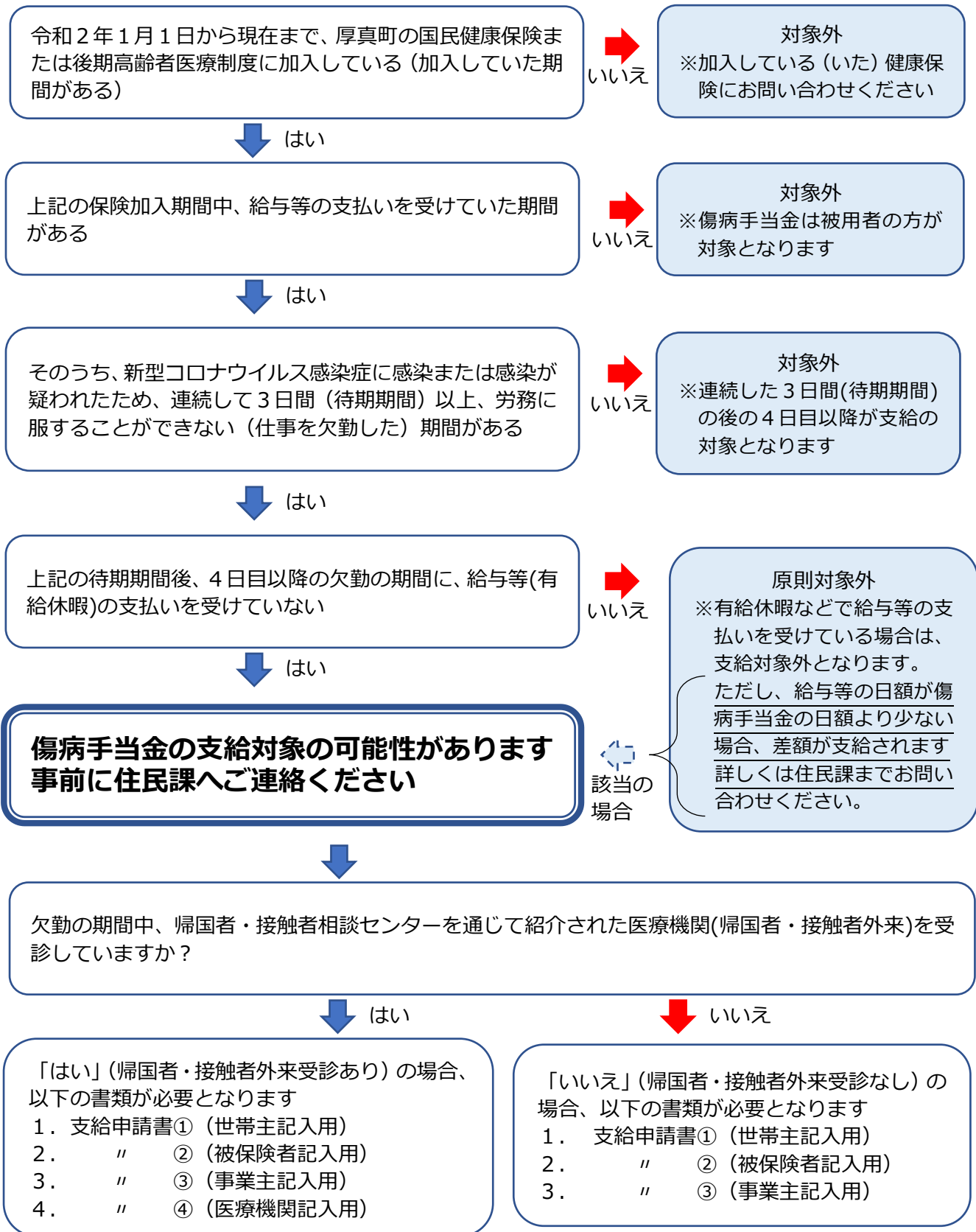
3 町民の皆さま等への生活支援

(1) 特別定額給付金	
内容	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、迅速かつ的確に家計への支援を行うことを目的に、世帯構成員1人につき10万円の「特別定額給付金」を支給します。
対象	令和2年4月27日において、市区町村の住民基本台帳に記録されている方
必要なもの	① 特別定額給付金申請書（5月1日から順次発送） ② 申請者（住民票の世帯主）の本人確認書類として、次のうち、どれか1点の写し ア 運転免許証 イ マイナンバーカード ウ 健康保険証 エ 年金手帳 ※代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付 ③ 振込先口座がわかる書類（通帳またはキャッシュカードのコピー）
申請 受付期間	令和2年5月1日（金）～ 令和2年7月31日（金） ※オンライン申請は、令和2年5月7日（木）から
問い合わせ	住民課 福祉グループ ☎26-7872 （総合ケアセンターゆくり内）

(2) 修子育て世帯への臨時特別給付金	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯（0歳～中学生のいる世帯）を支援するため、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。</p> <p>【支給額】 児童1人につき1万円</p>
対象	<p>令和2年4月分の児童手当受給者（3月分の対象となる児童を含む）</p> <p>※令和2年3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含みます。</p> <p>※所得制限超過のため特例給付となっている受給者（児童1人につき月額5,000円支給されている方）は、対象となりません。</p>
申請 受付期間	<p>原則、申請は不要（公務員を除く）</p> <p>※受け取りを希望しない場合のみ申請が必要です。</p> <p>【公務員の方の申請】</p> <p>市町村では、公務員児童手当受給者の情報を把握できないことから、公務員の方が子育て世帯臨時特別給付金を受給するためには申請が必要です。</p> <p>厚真町にお住まいの公務員の方（令和2年3月31日時点で厚真町に住民票のある方）は、所属庁（勤務先）から配付される申請書を作成の上、支給対象者であることの証明を受けて、令和2年11月30日（月）までに住民課子育て支援グループへ申請してください。</p>
問い合わせ	<p>住民課 子育て支援グループ ☎26-7872 （総合ケアセンターゆくり内）</p>

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合に、連続して3日以上仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当を支給します。</p> <p>【支給額】</p> <p>直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額 ÷ 就労日数 × 2/3 × 日数 (ただし、上限は1日30,887円)</p>
対象	<p>以下のすべてを満たす方</p> <p>① 厚真町の国民健康保険の被保険者または後期高齢者医療制度の被保険者</p> <p>② 給与等の支払いを受けている方</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間に給与等の全部または一部を受けることができない方</p>
適用期間	令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間
必要なもの	<p>① 印鑑</p> <p>【医療機関(帰国者・接触者外来)を受診していない場合】</p> <p>② 事業主の証明書</p> <p>【医療機関(帰国者・接触者外来)を受診した場合】</p> <p>② 事業主の証明書</p> <p>③ 医師の意見書</p>
申請 受付期間	令和2年5月1日(金)から(郵送可能)
問い合わせ	<p>住民課 町民生活グループ ☎26-7871</p> <p>(総合ケアセンターゆくり内)</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5602</p>

傷病手当金の対象となる方



(4) 住居確保給付金	
内容	住居を失うおそれが生じている方の家賃支払い（原則3カ月、最長9カ月の相当額）を支援します
対象	失業などに伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている方
申請 受付期間	随時
問い合わせ	生活就労サポートセンターいぶり ☎0120-09-0783

(5) 生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）の特例貸付	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付が受けられます。</p> <p>【貸付上限額】 10万円以内 ※学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円以内</p> <p>【据置期間】 貸付の日から1年以内</p> <p>【償還期限】 据置期間終了後2年以内</p> <p>【貸付利子・保証人】 無利子・不要</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
申請 受付期間	令和2年3月25日（水）から
問い合わせ	厚真町社会福祉協議会 ☎26-7501 (厚真児童会館内)

(6) 生活福祉資金貸付制度（総合支援資金（生活支援費））の特例貸付	
内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付が受けられます。</p> <p>【貸付上限額】</p> <p>① 単身世帯 月15万円以内 ② 2人以上 月20万円以内</p> <p>【貸付期間】</p> <p>原則3カ月、最長12カ月</p> <p>【据置期間】</p> <p>貸付の日から1年以内</p> <p>【償還期限】</p> <p>据置期間終了後10年以内</p> <p>【貸付利子・保証人】</p> <p>無利子・不要</p>
対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により、生活に困窮し、日常の生活の維持が困難となっている世帯
申請 受付期間	令和2年3月25日（水）から
問い合わせ	厚真町社会福祉協議会 ☎26-7501 (厚真児童会館内)

(7) 消費相談	
内容	<p>消費者トラブルの相談に応じます。</p> <p>全国で新型コロナウイルスを口実にした不審電話や悪質商法などが発生しています。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。</p> <p>【事例】</p> <p>① 町職員や総務省などの行政機関の職員を装って、世帯構成や生年月日、銀行口座など電話や郵便、電子メールで問い合わせる。</p> <p>② 特別定額給付金とマイナンバーカードの申請を代行すると連絡があった。</p> <p>③ 身に覚えのない商品（マスクなど）が届いた。</p>
問い合わせ	<p>消費者ホットライン ☎ 1 8 8（局番なし）</p> <p>産業経済課 経済グループ ☎ 2 7 - 2 4 8 6</p>

(8) こころの健康に関する相談	
内容	<p>こころの健康に関することなど精神保健福祉に関する電話相談を実施しています。</p>
問い合わせ	<p>住民課 健康推進グループ ☎ 2 6 - 7 8 7 1</p> <p>（総合ケアセンターゆくり内）</p>

(9) 子育て全般の相談 (就学前)	
内容	子育てに関する悩みごと、困りごとについてご相談に応じ、必要な情報を提供します。
問い合わせ	住民課 子育て世代包括支援センター ☎ 26-7872 (総合ケアセンターゆくり内) 厚真子育て支援センター ☎ 27-2438 (こども園つみきに併設) 厚南子育て支援センター ☎ 28-3155 (宮の森こども園に併設)

(10) 高齢者福祉に関する相談	
内容	高齢者の健康づくりや介護予防に関する相談に応じます。
問い合わせ	厚真町地域包括支援センター ☎ 26-7501 (厚真町社会福祉協議会)

(11) 新【北海道】勤労者福祉資金	
内容	離職された方が利用できる個人向けの融資制度です。 【資金使途】 医療・災害・教育・冠婚葬祭・一般生活の資金など
対象	北海道内の中小企業勤労者、非正規労働者、季節労働者、事業主の都合による離職者 ※年数や雇用保険などの要件あり
必要なもの	融資対象者を確認する書類（所得証明書など）、雇用保険特例受給資格者証など （条件によって異なりますので、事前にご相談ください。）
申請 受付期間	新型コロナウイルスについての特例措置 令和2年9月30日（水）まで
取扱 金融機関	北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫
問い合わせ	取扱金融機関 北海道経済部地域経済局中小企業課 ☎011-204-5346